

令和7年度 クリーンエネルギー導入促進補助金

補助金交付申請の手引き

この手引きは、令和7年度クリーンエネルギー導入促進補助事業に係る補助金交付申請等の手続きについてご案内するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

●申請受付期間

令和7年4月1日（火）～9月30日（火）

※申請先着順とし、予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。

※交付決定後に購入及び設置する設備が対象になります。

●お問い合わせ先

佐渡市役所企画部 総合政策課 再エネ推進室

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地（佐渡市役所本庁第1庁舎）

電話 0259-63-3802 FAX 0259-63-3300

E-mail u-energy@city.sado.niigata.jp

令和7年4月

佐渡市役所 総合政策課 再エネ推進室

1 据付要件等

(1) 据付対象者

補助対象者	・本市に住民登録があり、補助対象設備を自らが居住する市内の住宅に設置する個人 ・市内に事業所を有し、事業所等に補助対象設備を設置する個人事業主もしくは法人
その他要件	次の①～③のすべてに該当する方が対象となります。 ① 補助事業を適正かつ確実に実施できること ② 市税等を滞納していないこと ③ 佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第2条第1号又は第2号に該当しない者

(2) 据付対象設備

※交付決定後から令和8年3月末日までに購入及び設置する設備が対象になります。

No.1 太陽光発電設備	・屋根等を利用して太陽光発電を行い、設置された住宅等において電気が消費されるもの。 ・太陽光発電容量が3kW以上のもの。
No.2 蓄電池設備	・太陽光発電設備(3kW以上)と常時接続する定置用のもの。 ・蓄電池容量3kwh以上のもの。 ・太陽光発電設備(3kW以上)を既に導入している、又は併せて導入すること。
No.3 V2H充放電設備	・経済産業省が実施する「充電インフラ補助金(V2H充放電設備)」で補助対象となる設備。 ・太陽光発電設備(3kW以上)を既に導入している、又は併せて導入すること。
No.4 充電インフラ設備	・経済産業省が実施する「充電インフラ補助金」で補助対象となる設備。 ・観光施設や宿泊施設、商業施設、飲食店等、不特定多数に一般開放できる場所に設置すること。 ※個人宅への設置は対象外。
No.5 薪ストーブ	・薪及び端材を燃料とした二次燃焼機能を有する設備。 ※本人及び同一世帯員が、過去3年間にこの補助金で薪ストーブの交付を受けていないこと。

※対象となる設備は新品(未使用品)に限ります。

※太陽光発電設備は、東北電力ソーラーeチャージ㈱の提供する「あおぞらチャージサービス」による導入も対象になります。

(3) 補助対象経費・補助金額

対象設備	補助対象経費	補助金額
No.1 太陽光発電設備	太陽光発電設備に係る購入費用	太陽電池容量1kWあたり4万円 (上限 30 万円)
No.2 蓄電池設備	蓄電池設備に係る購入費用	蓄電池容量1kwhあたり3万円 (上限 30 万円)
No.3 V2H充放電設備	V2H充放電設備(本体機器分)に係る購入費用 又は国「充電インフラ補助金」(本体機器分)における交付上限額のいずれか少ない方。	補助対象経費の1/2以内 (上限 37.5 万円)
No.4 充電インフラ設備	充電インフラ設備(本体機器分)に係る購入費用 又は国「充電インフラ補助金」(本体機器分)における交付上限額のいずれか少ない方。	補助対象経費の1/2以内 (上限 普通充電器 17.5 万円、急速充電器 30 万円)
No.5 薪ストーブ	薪ストーブ(本体機器及び配管部材)に係る購入費用	補助対象経費の1/2以内 (上限 10 万円)

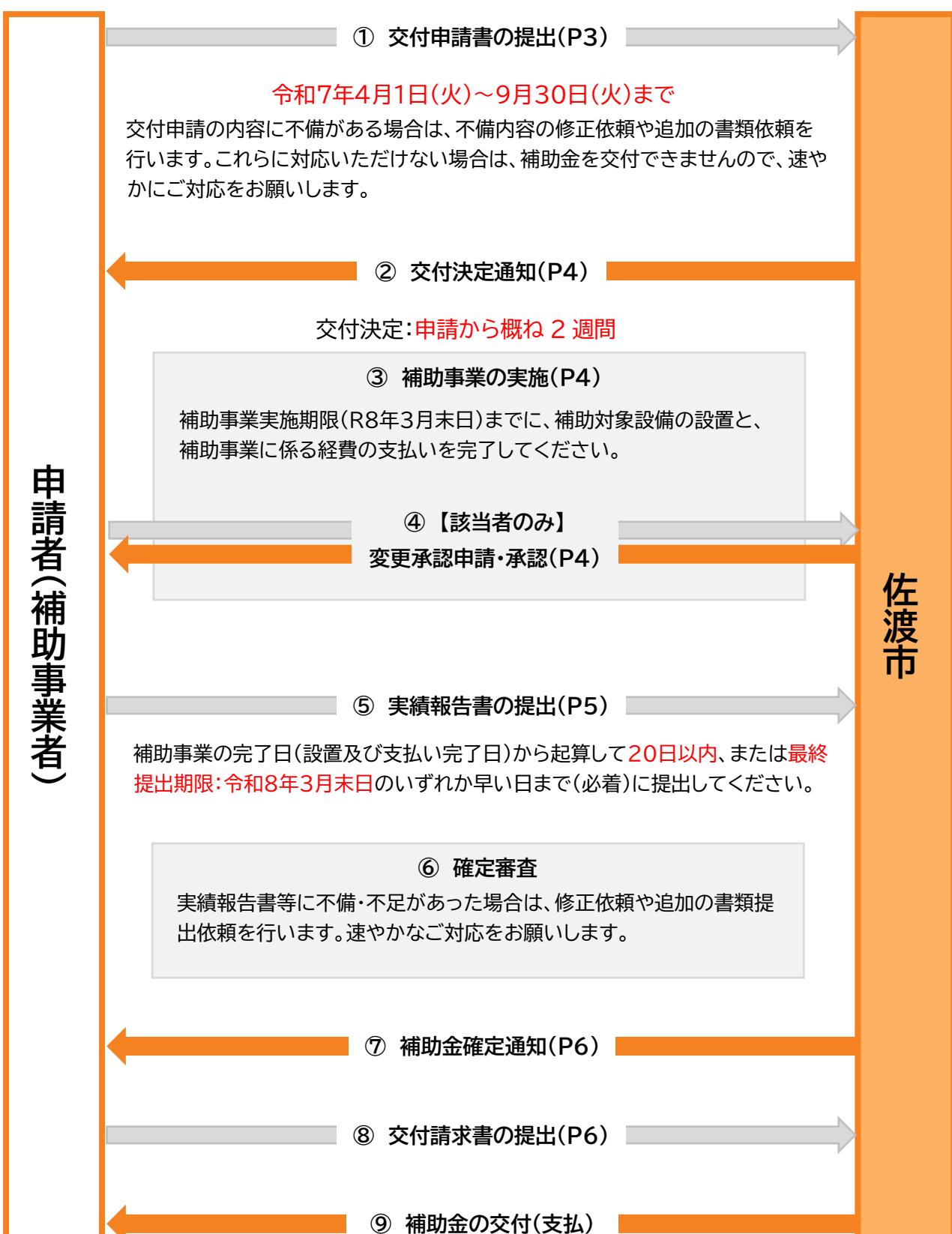
※工事費、消費税は補助対象外です。

(4) セット補助

以下のセットで設備を導入する場合は、太陽光発電設備の補助金額は、太陽光発電容量1kWあたり6万円(上限 40 万円)に増額されます。

	補助対象設備
セット補助①	太陽光発電設備 + 蓄電池 + 電気自動車 または 太陽光発電設備 + V2H 充放電設備 + 電気自動車
セット補助②	太陽光発電設備 + 充電インフラ設備

2 補助金の流れ



3 据助金の交付申請

(1) 申請受付期間

令和7年4月1日(火)～9月30日(火)

申請先着順とし、予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。

交付決定後に購入及び設置する設備が対象になります。

(2) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

●全設備共通提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
クリーンエネルギー導入促進補助金(様式第1号)交付申請書	
クリーンエネルギー導入促進補助金(別紙1)誓約書兼同意書	
クリーンエネルギー導入促進補助金(別紙2)補助金計算書(当初)	
設置する設備の品番や容量等の能力が確認できる書類※カタログの写し等	
補助対象経費が確認できる見積書の写し	
設置予定位置図及び工事着手前の状況が確認できる写真(撮影日は申請時から10日以内とし、撮影日も記載すること。)	
【転居予定先に設置する方】 新築住宅等転居予定先の住所が確認できる書類(工事請負契約書等)	

●太陽光発電設備を電気自動車と併せて導入する方の提出書類

全設備共通提出書類と下記の書類を提出してください。

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
車両のカタログ及び見積書の写し	

●蓄電池設備、V2H充放電設備を導入する方で既に太陽光発電設備を設置済みの場合の提出書類

全設備共通提出書類と下記の書類を提出してください。

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
太陽光発電設備の容量、品番等が確認できる書類	
太陽光発電設備の設置状況が確認できる位置図及び写真	

※申請書等記載内容や提出書類に不備がある場合は受理できません。

※上記以外にも確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。

(3) 提出先

佐渡市役所企画部 総合政策課 再エネ推進室(佐渡市役所本庁 第1庁舎2階)もしくは最寄りの支所・行政サービスセンター窓口にご提出ください。

4 据助事業の実施

- ・据助金交付決定後に、據助事業の内容の変更(ただし、據助金交付決定額の20%以内の減額変更や軽微なものを除く。)、中止又は廃止しようとする時は、事前に申請し、市の承認を受けなければなりません。なお、據助金額の増額変更はできません。
- ・遅くとも令和8年3月末日までに実績報告をしなければならないため、それまでに據助事業(経費の支払い含む)を完了してください。それ以降のものは據助対象となりませんので、ご注意ください。

5 実績報告書の提出

(1) 報告期間

據助事業の完了の日から**20日以内**又は3月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(2) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

●全設備共通提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
クリーンエネルギー導入促進據助金(様式第7号)実績報告書	
クリーンエネルギー導入促進據助金(別紙4)據助金計算書(実績)	
據助対象経費が確認できる請求書の写し	
據助対象経費の支払いが確認できる領収書等の写し※宛名や対象経費が確認できないものは不可。	
設置位置図及び設置状況が確認できる写真	

●太陽光発電設備を電気自動車と併せて導入する方の提出書類

全設備共通提出書類と下記の書類を提出してください。

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
車両購入に係る契約書の写し及び自動車検査証の写し、購入車両の写真	

※上記以外にも確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。

(3) 提出先

佐渡市役所企画部 総合政策課 再エネ推進室(佐渡市役所本庁第1庁舎2階)もしくは最寄りの支所・行政サービスセンター窓口にご提出ください。

6 補助金の交付

- ・実績報告内容を審査した後に補助金交付額を確定し、申請者に交付額確定通知書を通知します。
- ・交付額確定通知後、申請者から補助金交付請求書(様式第9号)を提出いただき、指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。

7 注意事項

補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、取り消した部分の補助金について返還を命ずることがあります。

8 お問い合わせ先

佐渡市役所企画部 総合政策課 再エネ推進室

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地(佐渡市役所本庁第1庁舎)

電話 0259-63-3802 FAX 0259-63-3300 E-mail u-energy@city.sado.niigata.jp